

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

法どおりに申告していない経営者集中の調査処理暫定弁法  
（商務部令 2011 年第 6 号として 2011 年 12 月 30 日発布、2012 年 2 月 1 日施行）

第 1 条 申告基準に達しているにもかかわらず法どおりに申告していない経営者集中の調査処理を規範化するため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下「独占禁止法」という。）及び「経営者集中申告基準に関する国务院の規定」（以下「規定」という。）の関係規定に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 本弁法において「法どおりに申告していない経営者集中」とは、経営者集中が「規定」に設けられた申告基準に達しているが、経営者が「独占禁止法」の規定によらず、事前に商務部に対し申告せず実施している集中をいう。

銀行業金融機構、証券会社、先物会社、ファンド管理会社及び保険会社の売上高の計算については、「金融業経営者集中の申告に係る売上高計算弁法」を適用する。

第 3 条 商務部は、法どおりに申告していない経営者集中の調査処理業務につき責任を負う。

商務部は、業務の必要に応じて、省級の商務主管部門に委託し、当該地区内における法どおりに申告していない経営者集中の調査に協力させることができる。

第 4 条 法どおりに申告していないとの嫌疑がかかっている経営者集中については、いかなる単位及び個人も、商務部に告発する権利を有する。商務部は、告発者のために秘密を保持しなければならない。

告発が書面の形式をとっており、かつ、告発者及び被告発者の基本状況、並びに法どおりに申告していないとの嫌疑がかかっている経営者集中の関連事実及び証拠等の内容を提供している場合には、商務部は、必要な事実確認を行わなければならない。

その他のルートから入手した、法どおりに申告していないとの嫌疑がかかっている経営者集中の関連事実及び証拠について、商務部は、必要な事実確認を行うことができる。

第 5 条 一応の事実及び証拠により、法どおりに申告していないとの嫌疑の存在が明らかになった経営者集中について、商務部は、立件し、かつ、書面により被調査経営者に通知しなければならない。

本弁法において「被調査経営者」とは、「経営者集中申告弁法」第 9 条所定の申告義務者をいう。

第 6 条 被調査経営者は、立件通知が送達された日から 30 日以内に、被調査取引が経営者集中に該当するか否か、申告基準に達しているか否か、実施済みかつ未申告であるか否か等に関係する文書・資料を商務部に対し提出しなければならない。

第 7 条 商務部は、被調査経営者が本弁法第 6 条により提出した文書・資料を受領した日から 60 日以内に、被調査取引が法どおりに申告していない経営者集中に該当するか否かについて初歩的な調査を完了しなければならない。

法どおりに申告していない経営者集中に該当する場合には、商務部は、更なる調査を

行い、かつ、書面により被調査経営者に通知しなければならない。経営者は、一時的に集中の実施を停止しなければならない。

法どおりに申告していない経営者集中に該当しない場合には、商務部は、更なる調査を実施しない旨の決定をし、かつ、書面により被調査経営者に通知しなければならない。

第 8 条 商務部が更なる調査の実施を決定した場合には、被調査経営者は、商務部の書面による通知を受領した日から 30 日以内に、「経営者集中申告弁法」の規定に従い、関連する文書・資料を商務部に対し提出しなければならない。

商務部は、被調査経営者が提出した前項の規定に適合する文書・資料を受領した日から 180 日以内に、更なる調査を完了しなければならない。

更なる調査の段階において、商務部は、「独占禁止法」及び「経営者集中審査弁法」等の関連規定に従い、被調査取引が競争を排除若しくは制限する効果を有するか否か、又は有するおそれがあるか否かについて評価を行わなければならない。

第 9 条 商務部は、調査を行う際に、「独占禁止法」第 39 条所定の措置を講ずることができる。

第 10 条 商務部が法どおりに申告していない経営者集中を調査する場合には、調査人員は、2 名を下回ってはならず、かつ、適法な証書を提示しなければならない。

調査人員は、質問及び調査を行う際に、記録文書を作成し、かつ、被質問者又は被調査者に署名させなければならない。

第 11 条 調査過程において、被調査経営者及び利害関係者は、意見を述べる権利を有する。商務部は、被調査経営者又は利害関係者が提示した事実、理由及び証拠について事実確認を行わなければならない。

第 12 条 被調査経営者、利害関係者又はその他の関係単位若しくは個人は、商務部が法により職責を履行するのに協力しなければならず、商務部の調査を拒否又は妨害してはならない。

第 13 条 調査を経て、被調査経営者が法どおりに申告をせずに集中を実施した旨を認定した場合には、商務部は、被調査経営者に対し 50 万元以下の過料を科することができ、かつ、集中前の状態に回復させるべく下記の措置を講ずるよう被調査経営者に命ずることができる。

- (一) 集中の実施を停止する。
- (二) 期間を限って持分又は資産を処分する。
- (三) 期間を限って営業を譲渡する。
- (四) その他の必要な措置

商務部は、前項に基づき処理を行う場合には、法どおりに申告していない行為の性質、程度、持続時間及び本弁法第 8 条第 3 項に基づきなされた競争効果評価の結果等の要素を考慮しなければならない。

第 14 条 商務部は、本弁法第 13 条に基づき処理決定をする前に、調査結論並びにその根拠となる事実及び証拠を被調査経営者に告知しなければならない。

被調査経営者は、商務部の設定した期間内に書面意見を提出しなければならない。書面意見には、関連事実及び証拠が含まれていなければならない。

第 15 条 商務部は、本弁法第 13 条に基づきなされた処理決定を被調査経営者に書面にて通知しなければならない。法どおりに申告していない経営者集中に対する処理決定は、

これを社会に公表することができる。

第16条 商務部が法により実施した調査に対し、関係する資料若しくは情報の提供を拒否し、虚偽の情報を提供し、証拠を隠蔽、廃棄若しくは移転し、又は調査を拒否若しくは妨害するその他の行為があった場合には、商務部は、「独占禁止法」第52条の規定に基づき処罰を与える。

第17条 被調査経営者に送達する必要がある書面については、送達方式について「中華人民共和国民事訴訟法」の関係規定に準じて行う。

商務部は、公告送達方式をもって送達する場合には、商務部の公式ウェブサイトにおいて、送達する必要がある文書を公表しなければならない。

第18条 経営者は、商務部が本弁法に基づき行った決定に対し不服である場合には、まず法により行政再審議を申し立てることができ、行政再審議の決定に対し不服である場合には、法により行政訴訟を提起することができる。

第19条 商務部、被調査経営者並びにその他の単位及び個人は、調査過程において知った商業秘密その他秘密保持を要する情報について秘密を保持しなければならない。但し、法律法規の規定に基づき開示しなければならない場合、又は事前に商業秘密権利者の同意を得ている場合を除く。

第20条 商務部の業務人員は、職権を濫用し、職務を怠慢し、私利を図って不正を行い、又は法の執行過程において知った商業秘密を漏洩し、犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及し、犯罪を構成しない場合には、法により処分を与える。

第21条 本弁法は、2012年2月1日から施行する。

（法令原文名称：未依法申报经营者集中调查处理暂行办法）